

撮影についての注意事項

公益財団法人国立京都国際会館

- * 営利宣伝を目的とせず、国際会館の事業推進に役立つ場合は無料とします。
(撮影時間及び場所は、事前に事務局に連絡すること。)
 - a) テレビ放送・ニュース映画・新聞雑誌など報道を目的とする場合。
 - b) 教科書への登載或いは教育機関に使用する場合。
 - c) 国・地方公共団体または非営利団体が使用する場合。
 - d) 営利・売名などを目的としない刊行物の国際会館関連記事に使用する場合。
 - e) 国際会館に関する報道写真・ニュースなどをショーウィンドウなどに展示する場合。
 - * 撮影した写真が、個人・企業などの利益・宣伝に利用される場合は有料とします。
(撮影時間及び場所は事前に事務局に連絡すること。)
 - a) 報道を目的とするもの以外の写真・フィルムなどの撮影を行う場合。
 - b) 商品広告に使用する場合。
- 以上、a) b) の場合、撮影内容を検討し、会館が適当と認めたもののみ撮影を許可します。

撮影日及び撮影時間

午前 9 時から午後 5 時まで (1 月 5 日～12 月 27 日)
(上記の時間外に撮影をご希望の場合は、別途ご相談下さい。)

撮影料金

- ・写真撮影・・・3 時間以内 ¥30,000 (税抜)
(但し、延長 1 時間につき ¥15,000 (税抜))
- ・フィルム・ビデオ撮影・・・その都度、相談の上決定します。

その他料金

- ・当方の備品を使用した場合又は、当方で作業を行った場合。
- ・部屋を使用する場合。

撮影の流れ

1. 館内・館外を問わず、会館の敷地内で撮影を行う場合は、撮影申請書に所定事項を記入し、事前に申し込んで下さい。
* 会議開催の状況により、撮影が適当でないと見なされる場合は撮影をご遠慮頂くことがございます。
2. 撮影当日は、所定のネームタグ着用の上、会館職員若しくは係員の指示に従って下さい。撮影後は、ネームタグを事務局に返却して下さい。
3. 会議参加者・見学者の妨げ、迷惑にならないように撮影を行って下さい。
4. 危険な場所・立入禁止地域には立ち入らないで下さい。もし撮影の都合上、立ち入りを希望する場合は、その旨、事務局に連絡して下さい。尚、この際、会館は安全の保障・責任を負いません。
5. 会館の建物及び付属設備・備品等を破損・紛失した場合は速やかに弁償して下さい。
6. 撮影・その他料金を請求期日までにお支払い下さい。

以上の条件が厳守されない場合は、撮影の中止を求めることもございます。